

第5章

計画の実現に向けて

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の進行管理

本計画は、Plan（計画）、Do（推進・実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）という、PDCAサイクルによる進行管理を行っていきます。

（1）Plan

本計画に示した施策に基づき、必要に応じて実施計画を作成し、事業計画を立案・予算化します。また、環境分野から見た各施策の方針を決定します。

（2）Do

各施策を、事業担当課が中心となって推進、実施します。

（3）Check

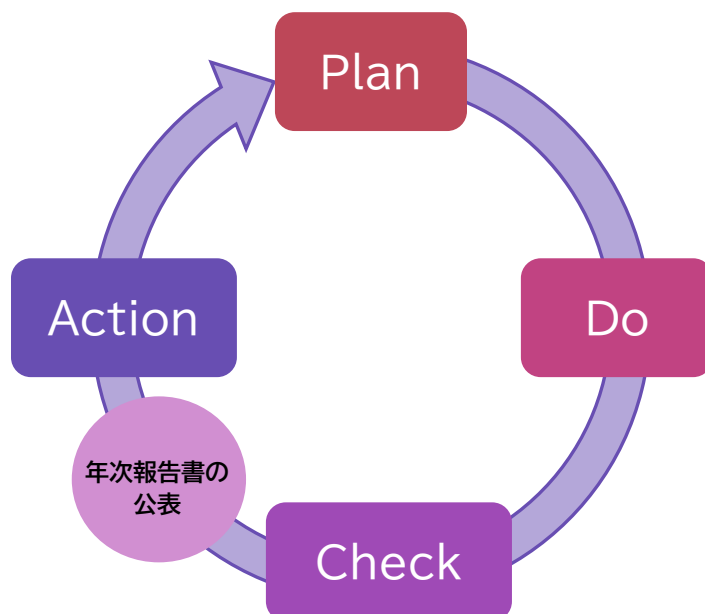
まちづくりアンケートや各調査によって成果指標を確認し、年次報告書を作成することにより、施策の進捗状況について客観的に点検・評価を行います。

（4）点検・評価結果の公表

年次報告書を公表します。

（5）Action

点検・評価結果をふまえて、担当課へのフィードバックを行い、必要に応じて施策・計画・事業等の改善・見直しを行います。



2 計画の推進体制

(1) 環境審議会

「筑紫野市環境審議会設置条例」に基づき設置され、第2条に規定された所掌事務（審議会は、環境基本計画等に関する基本的事項を調査審議及び推進する。）に基づき、環境基本計画の進捗状況の審議や環境行政の適正な推進のための提言等を行います。市は、「筑紫野市環境基本条例」第9条に基づき、環境審議会の意見を参考にしながら環境施策を進めます。

(2) 環境推進委員会

「筑紫野市環境基本条例」第11条に基づき設置され、関係各課の課長等で構成されています。「環境推進委員会要綱」に基づき、計画の進捗状況の把握や施策の総合調整等を行っています。

(3) 市民、事業者

環境学習などを通じて、環境配慮行動を実践します。必要に応じて、市や市民団体と協働し、取り組みを進めます。

(4) 市民団体（コミュニティ運営協議会および NPO 等）

環境学習などの市民協働で進める取り組みについて、市と協議を行いながら、地域に合った施策を講じます。

